

令和7年 北秋田市農業委員会 第12回総会

1. 開催日時 令和7年12月15日（月） 午後1時30分から

2. 開催場所 北秋田市交流センター 1階講堂

3. 出席委員（35名）

1番 櫻井 豊	2番 佐藤 稔	3番 宮腰 文義
4番 鈴木 豊	5番 佐藤 邦久	6番 中林 めぐみ
7番 長崎 成人	8番 堀部 聰	9番 多賀谷 テル子
10番 長岐 正	11番 松岡 英敏	12番 伊藤 鶴一
13番 土田 紀子	14番 藤島 喜美男	15番 成田 博幸
16番 寺田 一徳	17番 武田 韶一	18番 武石 修一
19番 佐藤 茂延	20番 金田 悅子	21番 藤岡 智洋
23番 佐藤 利子	24番 松橋 利彦	25番 伊東 誠子
26番 出川 信久	27番 佐藤 政信	28番 小笠原 千春
29番 澤藤 匠	30番 土濃塚 謙一郎	31番 野呂 義久
32番 若松 一幸	33番 佐藤 整	34番 金俊英
36番 佐藤 篤史	37番 長岐 一志	

4. 欠席委員（1名）

22番 中嶋 力藏

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第26号	会務報告
第 2	報告第27号	専決処分の報告
第 3	議案第42号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第43号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用 集積等促進計画の承認について

7. 出席した事務局職員

局長 成田 幸治 副主幹 簾内 拓也 主査 正田 憲匡

8. 議事録署名委員

30番 土濃塚 謙一郎 32番 若 松 一 幸

9. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまより令和7年北秋田市農業委員会第12回総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。</p> <p>22番 中嶋力藏 委員の1名となっております。委員総数36名中、35名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは会長よりごあいさつと総会会議規則第5条の規定により、議長として議事の進行をよろしくお願ひいたします。</p>
会長	会長あいさつ（省略）
議長	<p>それでは、議事日程に従いまして議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに議事録署名委員ですが、恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。</p>
	（異議なしの声）
議長	<p>異議なしと認め当職より指名いたします。</p> <p>30番 土濃塚謙一郎 委員、32番 若松一幸 委員にお願いします。</p> <p>それでは案件に入ります。報告第26号「会務報告」を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>事務局の成田です。以後着座にてご説明いたします。</p> <p>それでは、議案書の2ページをご覧ください。報告第26号「会務報告」です。読み上げてご報告いたします。</p> <p>11月1日、湯沢市文化会館にて開催された秋田県農業委員会大会に委員16名と事務局2名が参加しました。</p> <p>6日、第11回総会に係る調査を市役所第2庁舎第1会議室にて委員4名・事務局3名の出席により開催しました</p> <p>12日、農業者年金担当者研修会が秋田市・秋田県JAビルにて開催</p>

され菊地副主幹が参加しました。

13日、秋田県農林水産フォーラムが秋田市・ANAクラウンプラザホテル秋田にて開催され簾内副主幹が出席しました。

17日、第11回定例総会を市役所本庁大会議室において委員31名の出席により開催しました。

20日、第116回常設審議委員会がアキタパークホテルにて開催され事務局長が出席しました。

26日、申請等手続きのオンライン化に向けた農林水産省との業務ヒアリングがオンラインにて実施され、疋田主査が対応しました。

同じく26日から27日にかけて、東京都内において農業者年金加入推進セミナー、県選出国会議員要請集会、農業リーダーズサミット2025ならびに全国農業委員会会長代表者集会が開催され、それぞれ長岐会長が参加しております。

また、11月分ではありませんが、去る12月4日に開催されました北秋田市議会12月定例会の一般質問1日目におきまして、佐々木正史議員からの一般質問通告があり、会長が答弁対応いたしました。報告は以上です。

議 長

ただいま事務局より報告がありましたが、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

ここで、先ほどの会務報告にありましたが、当職が参加してまいりました会議等について簡単ですがご報告いたします。農業者年金加入推進セミナー、県選出国会議員要請集会、全国農業委員会会長代表者集会は例年と同様の内容で進められましたが、農業リーダーズサミットは今年初めての開催とのことで、女性委員登用を推進するにあたって、女性も男性も意識改革をしてお互いに参画して協力し合って行きましょう、といった内容がありました。2泊3日の行程でしたが予定がきっちり詰まっていてなかなかの過密スケジュールで走り回っておりましたが、事故もなく参加者一同元気で帰ってまいりました。新たな情報など様々な話を聞いてくることができ有意義な研修であったと感じております。簡単ではございますが報告は以上です。

また次第にはございませんが、12月に開催された北海道・東北ブロック女性農業委員・推進委員研修会の参加者より発言を求められております。6番中林委員より報告していただきます。

6番

6番中林です。

本来であれば先月の総会の時に10月の県北ブロックの件をご報告をしたかったんですが、今一緒に報告したいと思います。

10月1日に県北ブロックの研修会が北欧の杜研修室で開催されました。北秋田市からは女性委員6名と事務局2名の8名で参加しました。午前中は遊休農地解消活動をしている湯沢市と北秋田市の発表がありました。北秋田市は金田委員より、どのような経緯で遊休農地解消のための活動をすることになったのか、なぜ農業委員より承認が得られず有志の会となったのか、活動をしているうえで協力者が増えてきて助かるなどの話があり、午後からは現地が近かったため現地のところに当日参加された方が見にきてくださいました。周囲の農地が荒れ放題であったため見学していただいた参加者たちからは興味関心を持っていただき、すごい意見が飛び交いました。会場に戻り今日のまとめのときに県農業会議の櫻井専務より北秋田市の活動への意見をいただき「とてもよい活動である。認めてもらうためには農業委員会全員として活動していくのは難しいものがあるかもしれないが、小委員会として立ち上げたら農業委員会として認めていい方向に向かっていけるのではないか」という案をいただきました。

先日12月8～10日と東北北海道ブロックの研修会が札幌で開催されました。金田委員、多賀谷委員、私の3名で参加させていただきました。8日深夜の大きな揺れにはびっくりしました。翌日の研修会には地震の影響で交通機関が止まって参加できない方々もいたのですが私たちは前日入りさせていただいたおかげで事務局に感謝しました。講演会は北海道大学准教授小林国之さんが、「地域で生きる、地域とつながる、協働で始める小さな一歩」という題で講演していただき、その後各グループに分かれて意見交換をしました。私たちのテーマは「協働を進めるうえで委員としてできること」についてで、その会場には300名弱の参加者が集まり30グループに分かれて話をしました。最後に30グループの中から6グループ選出されて発表する場が設けられたのですが、私と同じグループの人に遊休農地解消の今回の活動の件をお話ししたら、皆さん農業新聞でその記事を見たという声が多くあり、北海道東北ブロックの方々がその記事を見てすごい感銘を受けたと、すごいことをしているなど、私が話した内容に対してすごく共感を持っていただき、皆さん知つてくださいって、ちょっと勇気をもらいました。皆さんが言うのはなぜ承認が得られないのかということに対して残念だというお話をありました。す

みません、長々とお話ししましたがいろんな経験ができたのは事務局の方々が予算を取っていただいたお陰だと思います。本当にありがとうございました。

議長 ご苦労様でした。こちらも会務報告でありますのでご了承いただければと思いますが、何かご質問はございますか。

8番 8番の堀部です。
休憩を求めます。

議長 暫時休憩いたします。

議長 会議を再開いたします。
次に報告第27号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。
報告第27号「令和7年11月分 専決処分の報告」です。
表の11月の列をご覧ください。
(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が33件、
(3) 非農地通知が4件、(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が17件、(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が6件、合計60件の処理を実施しました。次の4ページからその内訳となります。
はじめに、(2) 農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見です。

(申請番号1番を朗読)

以下、13ページの申請番号33番まで、合計219筆、面積366,353.27m²についていずれも適当であるとの意見を回答しております。

つぎに、同じく13ページの中ほどをご覧ください。

(3) 非農地通知です。

(申請番号1番を朗読)

以下、申請番号4番まで計7筆、5,678m²について、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地である旨の決定を行っております。

つぎに同じく13ページの下段をご覧ください。

(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、18ページの申請番号17番まで、合計110筆、面積131,985m²です。

つぎに同じく18ページの下段をご覧ください。

(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

(申請番号1番を朗読)

以下、19ページの申請番号6番まで、合計8筆、面積20,070m²です。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

報告第27号について事務局より説明がありました。それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

5番

5番の佐藤邦久です。

16ページの(5)相続等による農地の権利取得の届出の受理の申請番号10番と、18ページの(8)賃借・使用権の合意解約等の届出の受理の申請番号2番と3番はそれぞれ関係があると思われますが、届出日が前後しているように見えますが、詳細について教えてください。

事務局

事務局の疋田です。

16ページの申請番号10番は、申請者が個人で所有していて自作であった農地を息子さんが相続したものです。一方18ページの申請番号2番と3番は申請者が借りていた農地なので、相続の報告である申請番号10番の農地は含まれないことになります。日付が違うというのは、相続された息子さんが転勤族で当地に居ないということで、息子さんの姉が届け出を行ったもので、農地所有者が亡くなつて相続はしましたが、もう農業は辞めるとのことでしたので、その際農地台帳を確認したところ借り入れしていた農地があることが判明したため、後日解約の申請がなされたものが18ページの申請番号2番と3番の農地となります。そのため日付が前後しているものです。

議長

その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、次に進みます。

次に、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書20ページをご覧ください。

議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和7年12月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(申請番号1番を朗読)

以下、つぎの21ページの申請番号8番まで、合計12筆、面積13,511m²です。なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。農地法第3条第2項各号については22ページをご参照ください。以上、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号23番 佐藤利子 委員、24番 松橋利彦 委員より順番にお願いいたします。

23番

23番の佐藤です。

申請番号1番から5番の所有権移転について報告させていただきます。調査日は12月5日、調査員は24番の松橋委員、25番の伊東委員、26番の出川委員と私、事務局から成田事務局長、簾内副主幹、疋田主査の計6名で、会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

申請番号1番は資料の25ページから26ページになります。前山字村堤下の申請地は、前山集落にすぐ隣接した農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号2番は資料の27ページから28ページになります。七日市字比内越の申請地は、中畠集落の西側にある整備された一団の農地の中にありました。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号3番は資料の29ページから30ページになります。新田目字屋布岱の申請地は、福田集落と新田目集落の境目にある小さな畠でし

た。衛星写真と現地の写真で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号4番は資料の31ページから32ページになります。栄字沢梨の申請地は、田沢集落に隣接した一団の農地の中にある田でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号5番は資料の33ページから34ページになります。栄字塚ノ岱の申請地は、摩当集落の南側にある小さな一団の中にある畠でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。以上で1番から5番の報告を終わります。

議長 続いて24番 松橋 委員お願ひいたします。

24番 24番の松橋です。

引き続き番号6番から8番の利用権設定について報告させていただきます。調査日と調査員は、先程の報告と同様です。

申請番号6番は資料の35ページから36ページになります。前山字萩岱の申請地は、前山集落の西側にある一団の農地の中にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

申請番号7番と8番は関連があるので合わせて報告します。資料の37ページから40ページになります。鷹巣字新畠峰の申請地は、鷹巣体育館から西に約600m、秋田内陸線の線路を超えてすこしの場所で、整備された一団の田の中にありました。鷹巣字堀場の申請地は、先ほどの申請地から北側に約400mで、同じ一団の整備された田の中にありました。衛星写真で確認したところ、申請地はすべて適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して影響がないものと見受けられました。

以上で6番から8番の報告を終わります。

議長 佐藤 委員、松橋 委員ありがとうございました。

議案第42号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からの説明が終わりました。それでは、本議案に対する質疑に入りますが、先に申請番号7番及び8番の2件を除く6件について審議いたします。何

かご質問、ご意見等ございませんか。

5番 5番の佐藤邦久です。

農地法第3条の許可申請について、期間が記載されているものがありますが、これはどういうものですか。

事務局 事務局の疋田です。

資料の表の左側の権利移動の項目の欄に所有権の移転、賃貸借権の種類の別の記載がありますが、賃貸借権の移動の場合はその期間を記載する必要があるため記載しているものです。所有権移転の場合は期間の記載はございません。

5番 賃貸借権の移動の場合は登記上はどうなっていますか。

事務局 賃貸借権の移動の場合は登記上の動きはなく、貸し借りの情報だけが農地台帳に記載されることとなります。

5番 賃貸であっても3条の扱いとなるのですか。

事務局 そのとおりです。

議長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第42号中、申請番号1番から6番までの6件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

つぎに申請番号7番及び8番の質疑に入りますが、この件については議席番号27番 佐藤政信 委員との関連があるため退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(退席：27番 佐藤政信 委員)

議長

会議を再開いたします。

それでは、議案第42号中、申請番号7番及び8番の質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

8番

8番の堀部です。

本件について、地域計画との関係で事務局として対応したことがあつたら教えてください。

事務局

地域計画の関係につきましては、担い手となっている方かどうか申請を受けた時点で事務局においても確認しております。本件は新規の案件ではなく、今まで基盤法で相対の貸し借りをしていましたが、期間が満了したということで、農業公社を通さずに相対で契約を更新したいとの意向であったことから農地法第3条での申請となっております。個別に地域計画と照らし合わせて可否を確認するというよりも、エリア全体の中で担い手となっている方だということと、継続して耕作していくということを確認のうえ申請を受け付けております。

19番

19番の佐藤茂延です。

賃借料が10アールあたりの賃借料と玄米の現物となっていますが、その点について何か話があれば教えてください。

事務局

申請番号7番及び8番につきましては、10アールあたりの賃借料と全面積あたり玄米30kgが何袋というふうな契約となっておりますが、昨今のコメの金額に置き換えて比較しますと1反歩あたり5万5千円、あるいは7万8千円前後の高額となることから、申請受付時に当事者に確認を取りましたが、昔からのなじみのある関係でこの条件で間違いないとのことであったため、事務局としてもそれ以上の把握はしておりません。

議長

その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
本案件について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。
暫時休憩いたします。

(着席：27番 佐藤政信 委員)

議長 会議を再開いたします。
次に、議案第43号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書41ページをご覧ください。
議案第43号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。

令和7年12月15日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
以下の申請はいずれも有償での所有権移転案件です。

(申請番号1番を朗読)

以下、次の42ページの申請番号2番まで、合計14筆、面積39,336m²です。以上ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 議案第43号について事務局の説明が終わりました。それでは、本議案に対する質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第43号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第12回定例総会を閉会します。